

労災発0127第6号
平成27年1月27日

福岡労働局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
（ 公 印 省 略 ）

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）

平成26年2月20日付け福岡労発基第0220第2号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

■■■■に発症した肺がん、白内障、胃がんの
業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添
のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成27年1月27日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [Redacted]
- (2) 生年月日 [Redacted]
- (3) 所属事業場 [Redacted]
- (4) 傷病名及び確定診断年月日
 - 胃がん [Redacted]
 - 胃がん [Redacted]
 - 白内障 [Redacted]
 - 肺がん [Redacted]
- (5) 労災請求年月日
 - 平成 25 年 2 月 18 日 [Redacted] (療養補償給付)
 - 平成 25 年 6 月 25 日 [Redacted] (休業補償給付)
 - 平成 25 年 9 月 26 日 [Redacted] (療養補償給付)

2 請求の趣旨

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 当該業務において電離放射線に被ばくしたことにより胃がん、白内障及び肺がんを発症したとして、労災保険給付の請求に及んだものである。

3 放射線業務の内容

[Redacted]

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

①				

[Redacted text block]

4 放射線被ばく状況

(1) 外部被ばくの状況

の外部被ばく線量は、により測定されており、その累積被ばく線量はからの報告によるとである（別紙1参照）。

なお、の放射線管理を行っていたからの報告によると、と記載されている。

(2) 内部被ばくの状況

の内部被ばくは、ホールボディカウンタにより測定されており、その結果、（別紙2参照）。

5 療養の経過等

(1) 胃がんに関する療養

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 肺がんに関する療養

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 白内障に関する療養

[Redacted text block]

(4) その他の情報

[Redacted text block]

第2 検討会の判断

1 ■■■の被ばく線量

(1) 外部被ばく

個人の被ばく線量管理記録より、■■■と認められる。

(2) 内部被ばく

内部被ばくは、■■■

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方

ア 肺がんについて

当検討会では、放射線被ばくと肺がんの発症に関し、その関係の文献レビューを行うとともに、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書や国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告の内容に基づき、以下の知見を平成27年1月にまとめた。

(ア) 被ばく線量について

肺がんを含む全固形がんを対象として、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、がんリスクの推定を用いる疫学的研究方法はおよそ100mSvまでの線量範囲でのがんのリスクを直接明らかにする力を持たないとされている。

(イ) 潜伏期間について

全固形がんを対象として、最小潜伏期間について、5年から10年としている。肺がんに関する個別の文献では、最小潜伏期間について記載されたものはなかった。

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター

肺がんには、放射線被ばく以外に、喫煙、石綿、ベリリウム、コールドール、シリカなどの鉱物及び化学物質などへのばく露がリスクファクターとして知られている。

これによれば、肺がんについて、業務起因性を認める場合の放射線の累積被ばく線量は、100mSv以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間については、少なくとも5年を経過していることが必要となる。

イ 胃がんについて

当検討会は、平成24年9月、報告書「胃がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」をとりまとめており、当該報告書の結論の要旨は以下のとおりである。

(ア) 被ばく線量について

胃がんを含む全固形がんを対象として、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv未満での健康

影響について言及することは困難であるとされている。

(イ) 潜伏期間について

胃癌に関する個別の文献では、被ばくから10年以降に死亡リスクの増加が認められている。全固形がんを対象として、全固形がんの最小潜伏期間は5年から10年程度であるとしている。

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター

胃癌には、放射線被ばく以外に、ピロリ菌、喫煙及び高塩分食品がリスクファクターとして知られている。

これによれば、胃癌について、業務起因性を認める場合の放射線の累積被ばく線量は、100mSv以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間については、少なくとも5年を経過していることが必要となる。

ウ 白内障について

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準においては、白内障に関して次の認定要件を定めている。

(ア) 相当量(※)の電離放射線を眼に被ばくした事実があること

(イ) 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること

(ウ) 水晶体混濁による視力障害を伴う白内障であること

(※) (ア)における「相当量」に関しては、業務により被ばくした線量の集積線量とは、

- ① 3カ月以内の期間における被ばくの場合 おおむね2Sv又はこれを超える線量
- ② 3カ月を超える期間における被ばくの場合 おおむね5Sv又はこれを超える線量

(2) 結論

本件の業務上外の判断は、胃癌及び肺癌については、上記(1)のア及びイの医学的知見並びに白内障については、上記(1)のウの認定基準に基づき行うことが適当である。

ア ■■■に発症した疾病は、■■■の病理検査結果等から胃癌■■■
■■■、■■■の病理組織検査結果等から肺癌、■■■
の所見から白内障と判断される。なお、胃癌■■■及び肺癌につ
いては、いずれも■■■と考える。

イ ■■■の累積被ばく線量は、■■■であり、胃癌及び肺癌の業務起因性を認
める被ばく線量である100mSvに満たず、白内障の認定基準である3か月を超える期
間における被ばくの場合の5Svに満たない。

ウ 発病時期については、胃癌■■■が■■■、胃癌■■■
が■■■、肺癌が■■■、白内障が■■■

■とするのが妥当である。

- エ ■の放射線業務開始■から胃がん■の確定診断日■
■までは■、胃がん■の確定診断日■
■までは■、肺がんの確定診断日■まで
は■、白内障の診断日■までは■である。
- オ ■の胃がん及び肺がんの発症については、上記(1)ア及びイの医学的知見に基づき検討した結果、いずれも放射線被ばくとの間に因果関係はないものと判断する。
- カ ■の白内障の発症については、上記(1)ウに記載の認定基準に基づき検討した結果、放射線被ばくとの間に因果関係はないものと判断する。

以上により、総合的に勘案すると、■に発症した胃がん、肺がん、白内障は、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。



